

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

県道騎西鴻巣線		路線名
新 B	旧新 A	新旧別
地先まで 同市大字樋上字青柳七六九番二	地先から 同市大字堤根字青柳通一四八番一 地先まで	供用開始の区間
令和八年三月三十一日		供用開始の期日
四・〇〇メートル		備考
令和七年十月三十一日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長三〇		